

議案第1号

和歌山県特定複合観光施設区域整備計画に係る同意について

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第1項の規定により和歌山県が民間事業者と共同して作成する和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（以下「区域整備計画」という。）に係る次のことについて同意することとしたので、和歌山市議会の議決すべき事件を定める条例（昭和41年条例第29号）第4号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月28日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

- 1 区域整備計画に定める本市が実施する施策及び措置に係る事項について
- 2 和歌山県が国土交通大臣に区域整備計画の認定を申請することについて